



© Studio Ghbli

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。

お納め期限 7月31日(金) 国民健康保険税……第1期分 後期高齢者医療保険料……第1期分 固定資産税・都市計画税……第2期分 納付書裏面に記載の場所で納付してください。 便利な口座振替をご利用ください。

ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/> モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

納付についての相談
各種市税(国民健康保険税を含む) 納税課納税係 ☎042-387-9823
介護保険料 介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9992
後期高齢者医療保険料 保険年金課高齢者医療係 ☎042-387-9834
上下水道料 都水道局多摩お客さまセンター
(ナビダイヤル) ☎0570-091-101、☎042-548-5111

生活資金等でお困りの方・住居確保給付金について
自立相談サポートセンター(社会福祉協議会内) ☎042-386-0265
学校休校の影響により、自転車駐車場を利用できなかった学生等に対し、4月および5月、またはそのいずれかの月における定期利用料を補助します。
他申請資格や申請書配布場所等については市ホームページをご覧ください
申7月1日～31日(消印有効)に、郵送で交通対策課交通対策係(〒184-8504住所不要) ☎042-387-9850

学生等へ自転車駐車場定期利用料を補助します
自宅にエアコンの無い高齢者のみせ帯へ冷房機器等の購入・設置費を助成します
助成対象機器 6月1日～7月31日に購入し、8月31日までに設置したエアコン・冷風機・冷風扇・扇風機・サーキュレーター・除湿機の中から2点まで
助成金額合計5万円を上限
他対象要件・申込方法等についてはお問い合わせください
介護福祉課高齢福祉係 ☎042-387-9843

高齢者の「通いの場」等を再開する際の留意点について
ポイントは、3つの密を避ける、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いです。
詳細は、市ホームページをご覧ください。
各地域包括支援センター、介護福祉課包括支援係 ☎042-387-9845

お困りごとの相談窓口
生活資金等でお困りの方・住居確保給付金について
自立相談サポートセンター(社会福祉協議会内) ☎042-386-0265

学生等へ自転車駐車場定期利用料を補助します
自宅にエアコンの無い高齢者のみせ帯へ冷房機器等の購入・設置費を助成します
助成対象機器 6月1日～7月31日に購入し、8月31日までに設置したエアコン・冷風機・冷風扇・扇風機・サーキュレーター・除湿機の中から2点まで
助成金額合計5万円を上限
他対象要件・申込方法等についてはお問い合わせください
介護福祉課高齢福祉係 ☎042-387-9843

高齢者の「通いの場」等を再開する際の留意点について
ポイントは、3つの密を避ける、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いです。
詳細は、市ホームページをご覧ください。
各地域包括支援センター、介護福祉課包括支援係 ☎042-387-9845

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策にご留意ください
3つの密(密閉・密集・密接)を避けることを心掛けましょう
新型コロナウイルス感染症関係コールセンター ☎042-383-1970 FAX042-383-5020

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策
引き続き、手洗い、マスクの着用、ソーシャルディスタンスを保つ等の、感染しない、感染させない行動を心掛けてください。
また、感染拡大の影響により、イベント等を中止または内容を変更する場合があります。最新の情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。
令和2年第2回小金井市議会定例会補正予算における新型コロナウイルス感染症対策については、5面に掲載しています。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策
引き続き、手洗い、マスクの着用、ソーシャルディスタンスを保つ等の、感染しない、感染させない行動を心掛けてください。
また、感染拡大の影響により、イベント等を中止または内容を変更する場合があります。最新の情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。
令和2年第2回小金井市議会定例会補正予算における新型コロナウイルス感染症対策については、5面に掲載しています。

10月1日(木)から産後ケア事業(日帰り型)を開始します

出産後体調が優れない、育児に不安がある、家族の手助けが十分に得られないなど、サポートが必要な方が、助産師による乳房ケア・授乳のアドバイスを受け、休養を取っていただくことを目的としています。

時①日帰り型=午前9時～午後5時②宿泊型=午前9時～翌日午前11時

■利用日数 合計7日間まで

所 桜町病院(桜町1-2-20)

対 利用時生後4か月未満の乳児と母親

¥①6,000円②12,000円(食費含む) ※▷多胎児は自己負担が追加となります▷住民税非課税世帯・生活保護等受給世帯は減免制度があります

他 宿泊型は11月2日(月)から開始予定

申 7月1日から、電話で健康課(☎042-321-1240)へ

子ども家庭支援センター実施事業をご紹介します

①育児支援ヘルパー

7月から事業の一部制度が変わります

妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、利用期間・料金等を改正します。

安静を要する妊婦の方や産婦の方で、介助する方がいない家庭に対し、相談に応じながらヘルパーを派遣します。詳細はお問い合わせください。

対 母子手帳交付後から産後4か月まで(多胎出産の場合3歳未満まで) ※期間によって利用時間の上限が異なります ¥1時間500円(住民税非課税世帯等は無料) 申 申請書に必要事項を明記し、郵送、ファクスまたは直接、同センターへ

②子どもショートステイ

保護者の方が、傷病、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れ、育児不安などで、子どもを養育することが困難になったときに、市が指定する児童養護施設で短期間(宿泊)、子どもをお預かりします。

また、施設から現在通っている市内の保育園や学校への送迎も可能です。

なお、利用を希望する方は事前にご相談ください。

対 市内在住の2歳～小学生 ¥1泊3,000円(住民税非課税世帯等は無料)。その他実費負担あり 申 申請書に必要事項を明記し、郵送、ファクスまたは直接、同センターへ

③虐待相談

皆さんの周りで「虐待かな?」と思うような出来事があれば、すぐに同センターへご相談ください。

■虐待通報専用電話 ☎042-321-3146=月曜～土曜日午前9時～午後5時 ■ファクス相談 FAX042-321-3190 ※緊急時は、児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189)にご連絡ください。つながらない場合は(☎0570-064-000)へ

—◇共通◇—

他①②の申請書は同センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます 対 子ども家庭支援センター(〒184-0015 貫井北町5-18-18 ☎042-321-3161 FAX042-321-3190)